



各位

会社名株式会社キョウデン代表者の代表取締役役職氏名社山口鐘畿

(コード番号:6881 東証第2部)

連絡者の
役職氏名取締役
管理本部長佐藤周一電話番号045(929)0501

株式会社TOSEIの株式取得(持分法適用関連会社化)に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 15 日開催の取締役会において、株式会社TOSEI (以下「TOSEI」といいます。) の普通株式 20%を株式会社キョウデンエリアネット(以下「KAN」といいます。) から取得し、持分適用関連会社化することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 株式取得の理由

先般、平成28年11月30日に東芝テック株式会社(以下「東芝テック」といいます。)とKANとの間でTOSEIの株式譲渡契約が締結(平成29年3月31日履行)された際、東芝テック、KAN、TOSEIの3社は、TOSEI譲渡後の事業の早期安定化と拡大を企図し、先の株式会社キョウデンプレシジョンにおける東芝テックとの事業譲渡での実績を持つ当社にも資本参加の打診を頂くに至り、以降当社ではこれについて慎重に検討を重ねてまいりました。

その結果、上記 3 社との協議を通じTOSEIの将来における事業戦略上、製造能力の向上による販売機会損失の解消、国内マーケットでの更なる営業強化とサービス体制確立、海外マーケット拡大等の課題への対応が重要であるという認識で一致を得られたこと、これらの課題対応について当社実績の活用可能性が考えられること、さらに、過去におけるTOSEIの安定した収支実績や事業が、当社の企業価値向上に資するものであることなどを総合的に勘案し、同社の発行済株式の 20%を取得することによる資本参加を決定致しました。

2. 異動する持分法適用関連会社の概要

(平成 29 年 5 月 15 日)

(1) 名称		株式会社TOSEI				
(2) 所在地		東京都品川区東五反田 2-17-2				
(3)	(3) 代表者の役職・氏名		代表取締役社長 中村 吉孝			
(4)	事業内容		業務用クリーニング機器、真空包装機、工業用部品洗浄関連機器の			
			製造販売など			
(5) 資本金		20 百万円				
(6)	3) 設立年月日		平成 29 年 3 月 31 日			
(7)	大株主及び持株比率	主及び持株比率		株式会社キョウデンエリアネット 90%、東芝テック株式会社 10%		
	上場会社と当該会社		資本関係	該当事項はありません。		
(8)	上場去社と目談去社との間の関係	•	人的関係	該当事項はありません。		
	こり削り無所		取引関係	当社子会社との販売取引関係があります。		
(9) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算	期	201	6年3月期	2015年3月期	2014年3月期	
純資産		2,389 百万円	1,988 百万円	2,478 百万円		
総資産			6,318 百万円	5,401 百万円	5,577 百万円	
1株当たり純資産			10,815 ⊞	9,001 円	11,220 円	
売上高		10,463 百万円	9,169 百万円	8,744 百万円		
営業利益		818 百万円		583 百万円	512 百万円	

経常利益	808 百万円	621 百万円	515 百万円
当期純利益	532 百万円	331 百万円	249 百万円
1株当たり当期純利益	2,410 円	1,499 円	1,126 円
1株当たり配当金	599 円	3,732 円	48 円

^{※1} 対象会社は新設分割設立会社のため、分割前の株式会社TOSEIの経営成績及び財政状態を記載 しております。

3. 株式取得の相手先の概要

P 1 *** Q	你这样。 你可以我们的一个人,你是我们的一个人,你就是我们的一个人,你就是我们的一个人,你就是我们的一个人,你就是我们的一个人,你就是我们的一个人,你就是我们的一个人,你			
(1)	名称	株式会社キョウデンエリアネット		
(2)	所在地	東京都品川区東五反田 5-2-21		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 橋本 浩		
(4)	事業内容	各種電気製品の製造開発及び販売に関するコンサルタント業務		
		など。		
(5)	資本金	90 百万円		
(6)	純資産	当事者間の合意により開示できません。		
(7)	総資産	当事者間の合意により開示できません。		
(8)	設立年月日	平成12年1月31日		
(9)	大株主及び持株比率	橋本 浩 100%		
	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
		人的関係	代表取締役の橋本浩氏は当社の最高顧問でありま	
			す。その他、当社より相手先に従業員 1 名が出	
			向、相手先から当社に従業員 1 名が出向しており	
(10)			ます。	
		取引関係	施設等の賃貸契約があります。	
		関連当事者へ	ンソナ町性子の性性会社でも n ナナ	
		の該当状況	当社支配株主の持株会社であります。	

4. 取得株式数及び取得前後の所有株式の状況

	-WITTHE 39000 -WITTHE 412 WIDE		
(1)	用動並の記去掛き粉	0株	
(1)	異動前の所有株式数	(議決権所有割合 0%)	
(2)	取得株式数	400 株	
(3)	異動後の所有株式数	400 株 (議決権所有割合 20%)	

※2 取得価額については守秘義務により非公表とさせていただきますが、下記 7. (2) に記載のとおり、 当社から独立した第三者算定機関から取得した株式価値算定書を参考にして最終的にKANと協議 し、交渉の結果として算定価格を下回る金額で決定しております。

5. 日程

(1)	取締役会決議	平成 29 年 5 月 15 日
(2)	株式譲渡契約締結	平成 29 年 5 月 15 日
(3)	株式譲渡実行	平成 29 年 5 月 15 日

6. 今後の見通し

当該事象を含めた平成30年3月期の連結の業績見通しにつきましては、本日公表の「平成29年3月期決算短信[日本基準](連結)」をご参照ください。

7. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本件株式取得は、当社の支配株主である橋本浩氏の持株会社であるKANから株式を取得することから、 支配株主等との取引に該当いたします。当社が平成28年11月27日に開示したコーポレート・ガバナンス 報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社と支配株主との取引につきましては、会社法の定めに従い取締役会においてその取引内容および 条件等の妥当性を十分審議し決定することといたしております。」

本件株式取得に関しては、以下に記載のとおり措置を講じており、上記指針に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、公正性を担保するための措置として、本件株式取得におけるTOSEIの取得価額について、同社に対するデュー・ディリジェンスの結果及び当社から独立した第三者算定機関から取得した株式価値算定書を参考にして最終的にKANと協議し、交渉の結果として算定価格を下回る金額で決定しております。また、当社の取締役の中に支配株主と特別な利害関係を持つ者はおりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係がない者から入手した意見の概要

本件株式取得は、東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当するため、当社は、支配株主と利害関係を有しない当社の独立役員である社外取締役 長谷川洋二氏、社外監査役 細川清史氏、社外監査役 清水純一氏に対して、本株式取得について、取得価額の公正性、意思決定過程手続きの公正性を含め、結論として少数株主にとって不利益なものではないことにつき、各氏に諮問をし、以下の意見を平成29年4月20日付で入手しております。

①本件株式取得は、当社実績の活用可能性が考えられるTOSEIの将来における事業戦略上の課題と認識されている、製造能力の向上による販売機会損失の解消、国内マーケットでの更なる営業強化とサービス体制確立、海外マーケット拡大等の対応を可能とするためとの目的に基づくものであり、また、投資回収性、TOSEIの収支実績に基づく事業性の観点から当社の企業価値向上のための手段として合理性があると認められる。

②取得価額について、当社によるDCF法、類似会社比較法、修正純資産法等による算定結果に加え、第三者算定機関により、インカム・アプローチ、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチの中から、将来獲得される期待キャッシュ・フローに基づく事業価値算定を可能にすること、投資に伴うリスクファクターを算定上考慮に入れることが可能であること、キャッシュ・フローを算定基準として利用するため、会計処理の相違に伴う影響を排除することが可能であることの長所を有するDCF法を採用し中長期の予測損益計算書及び予測貸借対照表等に基づき算定された株式価値を基準としている点から公正性について担保されていると認められる。

③意思決定過程手続きについて、TOSEIへの視察、デュー・ディリジェンス、TOSEI経営層へのインタビュー、第三者算定機関による株式価値算定結果に基づき取締役会における承認決議を以て本件株式取得を実施する点から公正性について担保されていると認められる。

以上を踏まえ、本件株式取得が当社の少数株主にとって不利益なものではないと認められる。